

## 03

## 廊下等

## ■ 基本的な考え方

建築物の廊下等は、高齢者、障がい者等を含む誰もが安全かつ円滑に通行でき、容易に目的の場所まで到達できる必要がある。

そのため、車椅子が容易に方向転換できる幅や車椅子使用者とその他利用者がすれ違いができる幅を確保するほか、視覚障がい者に注意や誘導方向を伝える点状ブロック等の設置に配慮しなければなりません。

## ■ バリアフリー整備基準

	内容	関連条項	対象規模
一般基準	①表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか	令 11-1	別表第1 (その他)
	②点状ブロック等を敷設しているか(階段又は傾斜路の上端に近接する部分)	令 11-1-2 国告 1497 緩和	
	③点状ブロック等を敷設しているか(階段又は傾斜路の下端に近接する部分)	条 16-1 県告示 緩和	
	④必要な照度を確保し、床面、壁面及び出入口戸は色の明度等で識別しやすいか	条 16-5	
移動等円滑化経路	◎令 11 条の規定を全て満たすこと(ただし、200 m <sup>2</sup> 用変の場合は除く)	令 18-2-3 ※条 14-1-2 ただし書き	別表第1 (その他)
	⑤幅は 120 cm 以上であるか(ただし、200 m <sup>2</sup> 用変の場合は除く)	令 18-2-3-1 ※	
	⑥区間 50m 以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか (ただし、200 m <sup>2</sup> 用変の場合は除く)	令 18-2-3-1 ※	
	⑦末端付近は車いすの転回に支障のない構造となっているか (ただし、200 m <sup>2</sup> 用変の場合は除く)	条 19-2-2-7 ※	
	⑧戸は自動開閉等で車いす使用者が通過しやすく、その前後は高低差がないか (ただし、200 m <sup>2</sup> 用変の場合は除く)	令 18-2-3-1 ※	
	⑨授乳・おむつ替え施設を設置し、当該場所の出入口に標識を表示しているか	条 19-2-2-1	別表第 9
	⑩床面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> 以上の次の建築物を建築する場合、乳幼児を預かることのできる部屋を設置し、当該施設の出入口に標識を表示しているか ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場、公共体育館等、ポーリング場、遊技場	条 19-2-2-1	条 19-2-2-1
⑪床面積の合計が 5,000 m <sup>2</sup> 以上の次の建築物を建築する場合、当該廊下等に高齢者、障害者等が休憩することができる場所を設け、休憩のための椅子、等の家具を設置しているか ・劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、物販店、ホテル又は旅館(宿泊者以外の利用がある場合に限り)、保健所、税務署その他の不特定かつ多数者が利用する官公署、公共体育館等、ポーリング場、遊技場、博物館、美術館、図書館、ターミナル	条 19-2-2-1	条 19-2-2-1	

## &lt;一般基準&gt;

項目	解説	参照条文等
①床面	<ul style="list-style-type: none"> <li>●踏面の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</li> <li>※「滑りにくい材料」は、建築基準法施行令第26条第1項第2号と同様の措置とする。(「23手すり、滑りにくい床材等」参照)</li> <li>●床面に絨毯やカーペットなどを使用する場合は、毛足の長いものや車椅子車輪が沈み込まないものなど車椅子の操作に支障が生じないものとする。</li> </ul>	令 11-1 P●
②③点状ブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>●点状ブロック等により、視覚障がい者に階段及び傾斜路の位置を知らせること。</li> <li>●階段及び傾斜路の上端下端に近接する部分には点状ブロック等を敷設すること。</li> <li>●ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・傾斜路の勾配が 1/20 を超えない場合</li> <li>・傾斜路の高さが 16 cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない場合</li> <li>・自動車の駐車場である場合</li> </ul> </li> <li>◇点状ブロック等の色は、弱視者が識別しやすい、黄色を原則とする。</li> <li>◇床の色が白や薄いグレーの場合は、黄色の点状ブロックを敷設すると、弱視者が識別しにくいいため、当該色を組み合わせるときは、縁取りや輝度比を確保して、認識できるようにする。</li> </ul>	【図1】 令 11-2(下端) 国告 1497 条 16-1(上端) 県告示  JIS T 9251 標 2-14H(2)①
④弱視者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>●照明設備の設置などにより、通行に支障が生じない明るさを確保すること。【新設】</li> <li>●また、廊下等、階段及び傾斜路の床面、壁面及び出入口戸は、その存在を認識しやすいよう、それぞれ色のコントラストを大きくすること。なお、相互に近接する部分として、三方枠や巾木などのコントラストを大きくすることもよい。【新設】</li> </ul>	条 16-5  標 2-86(4) ④

## &lt;移動等円滑化経路の基準&gt;

項目	解説	参照条文等
⑤有効幅及び動線計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有効幅は、人が横向きになれば車椅子使用者とすれ違い、松葉杖使用者が円滑に通過できるよう、幅 120 cm以上とすること。また、廊下に手すりを設ける場合は、その内側で有効幅を計測すること。</li> <li>◇車椅子使用者同士がすれ違う幅は、180 cm以上確保する。</li> <li>◇動線計画は、廊下に植木鉢、自動販売機、消火器などの設置場所をあらかじめ計画し、分かりやすく、通行しやすい連続動線とする。</li> <li>◇廊下の角や交差部分は、衝突の危険防止を図るため、できるだけ大きな隅切り又は面取りを施して見通しを良くする。(コーナーミラーの設置も可)</li> <li>◇通行の妨げにならないように壁面や床面に突出物は設けない。</li> <li>◇廊下には、必要に応じて床上 35 cmの高さまでのキックプレートを設置する。</li> </ul>	令 18-3-1  誘 3-1-1  標 2-81(1)  【図2~5、9】
⑥⑦車椅子の転回	<ul style="list-style-type: none"> <li>●50m以内ごと及び末端付近に車椅子の転回に支障がない場所(140 cm角以上)を設けること。</li> </ul>	令 18-2-3-1 条 19-2-2-7 【図4】
⑧戸の形式	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「02 出入口」のバリアフリー整備基準の解説「戸の形式」を参照</li> </ul>	
⑨⑩子育て支援施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「19 子育て支援環境の整備」を参照</li> <li>●「14 標識」を参照</li> </ul>	P P
⑪休憩施設【図6】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歩行が困難な利用者や車椅子使用者の負担を軽減するため、休憩するスペース又は、いすその他家具を通行の妨げにならないよう配慮し、設けること。</li> </ul>	条 19-2-2-I 【図7】

		標 2.4.(3)②
その他 (手すり)	◇手すりは、床上 75～85 cmの高さ(子ども用 60～65 cm)で両側に設置し、柱型等の突出部あるときは、それに沿って設ける等、できるだけ連続性を確保し設置する。 ◇出入口付近の手すりには、室名、現在位置等を点字表記する。	【図4、8】 標2-238 (1)(2)
(防火戸)	◇防火区画上に防火戸やくぐり戸を設ける場合、分かりやすい配置にし、車椅子使用者等の通行が可能な構造とすること。	標2-234 留意点

■ 参考図 ● バリアフリー整備基準 ◇ 望ましい基準

図1 点状ブロックの敷設範囲

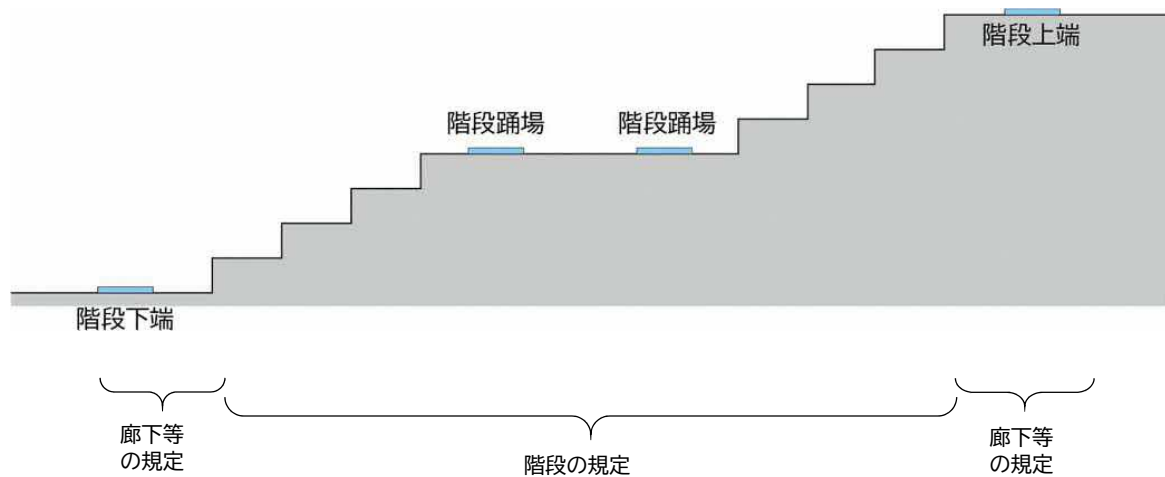


図2 廊下の内法

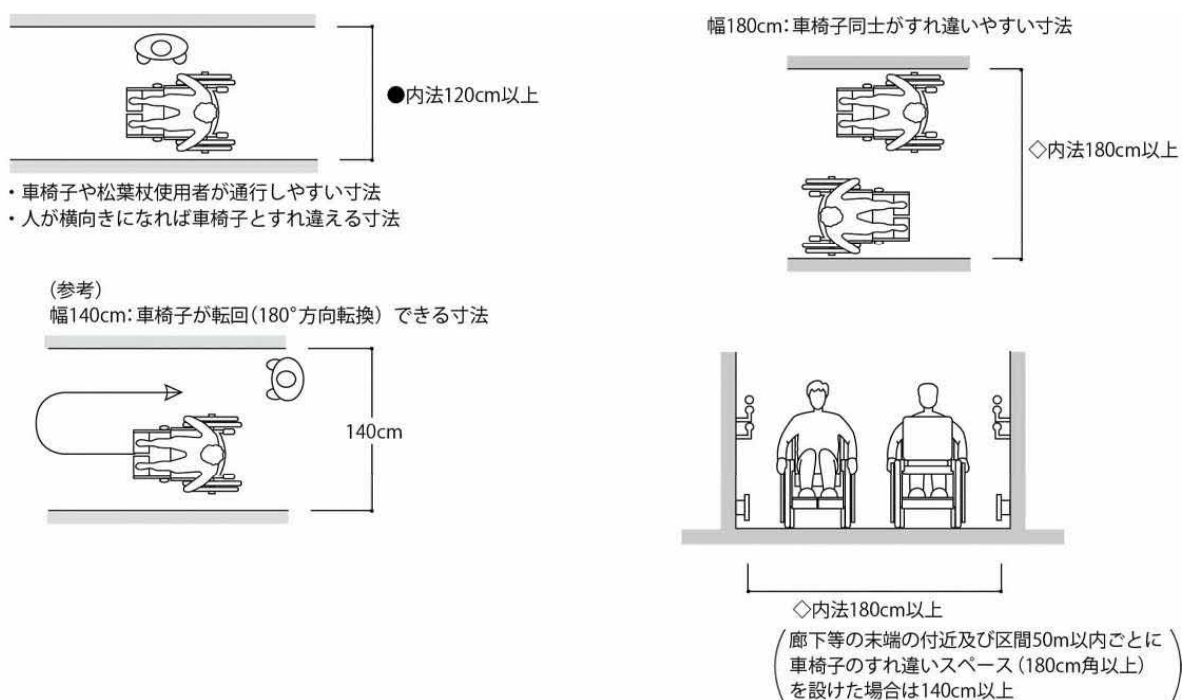




図6 車椅子転回スペースの設置例

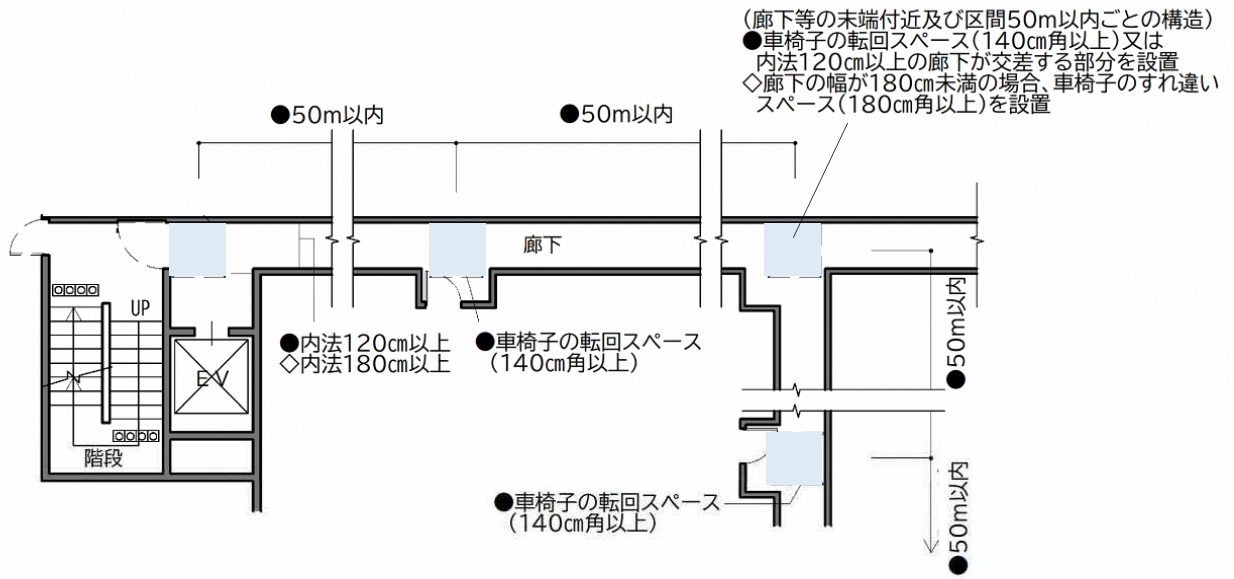
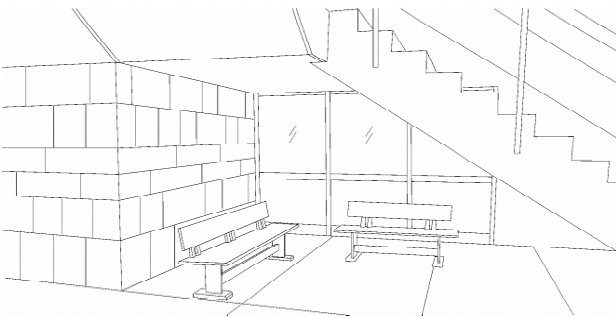


図7 休憩スペースの例



ベンチや休憩のためのスペースは、通行の妨げにならないように配慮



図8 廊下手すりの整備例

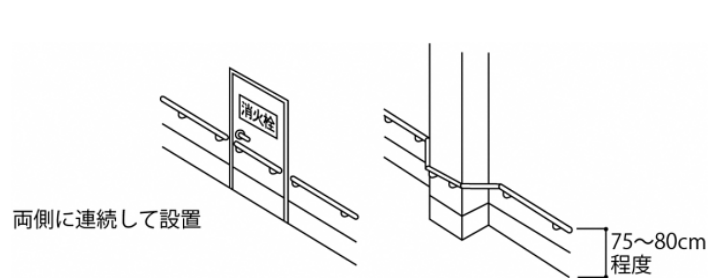


図9 キックプレートの設置例

